

令和 7 年度 瀬戸市私立高等学校等授業料補助金

瀬戸市では私立高等学校等に在籍する生徒の保護者等の経済的な負担を軽減するため、授業料の一部を補助します。対象となる方は 11 月 28 日（金）までに瀬戸市役所南庁舎 3 階、教育政策課に申請をしてください。

※学校の方で別に締め切り日が設けられている場合は、その日までに学校までご提出ください。

1 補助の対象となる方

10 月 1 日現在で市内に在住し次の私立学校に在籍する生徒の授業料を負担していて、県の授業料減額制度の甲区分に該当する方及びそれに準ずる方。

- ・私立高等学校
- ・私立中等教育学校後期課程
- ・私立専修学校（高等課程）
- ・私立高等専門学校

学校で授業料の納付を全額免除されている場合や、国及び県、その他の補助制度により授業料の負担のない方は補助の対象になりません。

2 補助金額

生徒一人につき年額 10,000 円（上限額）

国及び県の補助制度により授業料の負担が 10,000 円未満となった場合は、その額を上限として補助をします。

3 申請方法

（1）瀬戸市ホームページまたは瀬戸市役所教育政策課にて申請書を入手します。

※学校で申請書が配布される場合もあります。

（2）申請書を学校に提出し、学校証明欄に証明を受けます。

（3）記載事項に漏れがないか確認し、瀬戸市役所教育政策課に提出します。

4 申請時期

令和 7 年 11 月 4 日（火）～ 28 日（金）

※申請書の配布は 10 月 1 日（水）から開始します。

5 補助金の交付

令和 8 年 1 月中旬に交付決定後、令和 8 年 2 月中旬に指定された個人口座に振り込む予定となっております。

6 申請書配布・申請・お問合せ・送付先

瀬戸市役所南庁舎 3 階 瀬戸市教育委員会 教育政策課企画係 電話 0561-88-2750